

令和5年度第1回児童相談所あり方検討委員会 議事概要

1 日 時

令和6年1月11日（木） 午後3時30分から午後5時まで

2 場 所

徳島県職員会館 第1・2会議室

3 議 事

（1） 児童相談所の現状

（2） その他

4 議事概要

別添資料1、2について事務局から説明

各委員からの主な意見等の概要については次のとおり

○まず、いかに業務負担を減らすかが大切。児童相談所がうまく機能するためには、ICTやAIへシフトし、業務負担を減らし、人でしかできない仕事に重きを置いていけるように考えていくことが重要。

○こどもにかかわる福祉の現場では、職員の確保・育成が課題。

児童相談所（以下「児相」という。）は専門職員が数年ごとに異動してしまい、こどもの立場になると、誰が担当者で、自分に向けてどのような支援をしてくれるかという理解が難しいところがある。児童福祉司は、通告確認の48時間ルールもあるなど、業務量が多い。24時間365日、効率的にどのように対応するか。児相も児童養護施設等も考えていかないといけない。

○児童虐待相談対応件数が圧倒的に増え、社会の状況も変わってきており、職員も苦勞している。児童家庭支援センターとして、児相が主になって扱わなくてもいいケースについて、ケースワークをしていきたい。市町村にも有効活用していただけると、児相の負担を軽減できると考える。また、児童養護施設等にとって、一時保護委託の増加は大きな課題。一時保護委託は、こどもの安全確保のため、行動制限が伴う。教育を受ける権利など、こどもの権利を担保していくことが大切。児相の一時保護所の規模の拡大や、一時保護と併せて、市町村から委託されるショートステイの対応の検討も必要。施設の小規模化の推進、職員の確保等、施設の在り方についても、検討が必要。

○児相は最後の砦のイメージ。子育て支援の場でも虐待は見え隠れしている問題。市町村の「こども家庭センター」の設置は、子育て支援の視点で大変理想的だ。児相と一般家庭の距離が近くなり、「子育て支援」と「虐待防止」が連動し、子育て支援活動の中で予防していくと児童虐待相談対応件数は減少していくと感じる。

○児相での業務年数が、3年未満の職員の割合の高さは大きな問題と感じる。専門性・スキルの蓄積が、行政機関では人事異動があり、担保が難しい。

○西部管内は、人口は少ないが、エリアが広く、一時保護所や施設までの長距離移動が課題。一時保護件数も非常に多くなっており、相談経路は、家族や親族からの相談が多く、夫婦関係の悪化、養育者の孤立や祖父母との関係など、複合的要因が重なって問題になっている。児相の課題は多くあるが、大きくは、「迅速な一時保護の実行」と「職員体制の充実」である。

○南部管内は、西部と同様に、遠隔地であり、一時保護所が遠く、職員体制が課題。今後、一時保護の司法審査など、業務負担増となるため、市町村や児童家庭支援センターとの連携が重要である。

○中央管内は、本県における虐待通告件数の約8割を占め、通告内容が重篤化しているため、緊急一時保護が増加している。一時保護では、こどもの特性の見極めや、面前DVを受けてきたこどもが、学校で暴力行為を行うようになる事例も見受けられたり、親世代になったときに虐待の連鎖が起こらないように、行動観察を適切に行う必要があるが、一時保護所の児童入所定員があるため、緊急一時保護が最優先で、行動観察が十分に行えないまま、施設へ一時保護委託をせざるをえないという現状もある。職員数は増えているが、経験年数の少ない職員の割合が増えている。経験年数の少ない職員の専門性向上や情報の共有をめざし、DX化を進めており、現場において、SV（スーパーバイザー）の知見が生かせるような体制構築を考えている。

○ICTの活用は、医療現場の遠隔診療のように、現場で撮った写真を事務所にさっと送れるなど、業務を省力化し、実質的な相談支援の時間に充てることができるとともに、スキルの確保に向け、現場にいない者にリアルタイムで遠隔相談できるようなシステムづくりである。また、民間資源の活用では、里親支援や虐待ケースの親支援について児童家庭支援センターへの委託推進を行うとともに、その他の民間とタイアップが可能なところを整理する必要がある。

○児相は危機介入に時間をとられている現状。面前DVによる警察からの通告の増加があり、初期対応は、全て児相が行うので、児相の業務は減ることはない。一方、児童家庭支援センターは、児童養護施設に併設しているため、家庭引取り後のフォローが可能である。近隣の市町村とも総合連携でケースワークするという事も考えられる。また、市町村からショートステイを受けた時点でのアセスメントが可能であるなど、様々な児童家庭支援センターの使い方や連携も可能である。

○児童虐待防止法において、通告窓口は、児相、市町村どちらでもよいということになっているが、児相にするというイメージが先行している。

○面前DVについては、少年生活活動規則の中で、児相のみが通告先になっている。他県では、通告を受けた児相でアセスメントを行い、一定リスク以下を市町村へケース移管をするというシステムを取り入れているところもある。

○児童虐待については、法令では、児相と市町村の役割分担が明確になっているが、実際の現場では難しく、児相と市町村の役割の明確化はきちんとしてないと、狭間に落ちたこどもが危険なことになる。重篤なものはすぐ児相へ送致しているが、危険度がグレーのケースも多く、状況がその時々で変わる中、明確に所在を決めるということを心がけている。市町村が扱うケースは、複合的な要因もあり、ケースが終結に至らないことが多く、長くケースを扱うことが特徴であり、課題である。その面でも、職員の人事異動は課題であり、行政職は、人事異動の制限ができにくい、社会福祉士や心理職など専門職の配置を充実させることは、長期配属につながる。

○育児イベントに参加する親子は、外に援助を求めるため、リスクが少ない方が多いと思っていたが、そうでもない。予防的な見地で、児相の役割も重要ではないか。

○本当に相談支援が必要な人は、行政の相談支援機関につながりにくい。イベントには、行政が行う子育てイベントは復活していただきたい。

DX化の加速も必要だが、こどもたちの実際の相談支援に関わる職員は多ければ多いほどよく、専門性のある方をもっと現場に入れてほしいと思うが、専門性がなくても、こどもに愛情がある人達を募って、たくさんの大人達が関わっていくという仕組みが必要であり、もう少し柔軟に対応出来るこどもに対する予算を付けるべき。

○一時保護の課題など、児相中心の支援を短期的課題として、こどもや子育て家庭を地域で支える支援や環境整備など地域のコミュニティの創造を長期的課題として、検討していく必要がある。

○児相が司令塔の役割を果たせるように、関係機関それぞれが果たさないといけない役割を明確にし、サポートしていかなければならない。今後も検討を深めていきたい。

以上